

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から49年3月まで
母が、私の国民年金の加入手続きを行い、母自身と姉と弟の保険料と一緒に私の保険料も、集金に来た納税組合の係の人に納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているところ、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人の手帳記号番号は昭和49年7月に夫婦連番で払い出されており、その時点で、20歳到達時である45年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない上、申立期間のうち47年4月から49年3月までの保険料については過年度保険料となり、通常、集金人等が保険料を徴収する納付組織ではこれを取り扱うことはできない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、昭和48年4月から、A市における国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納入通知書により金融機関で納付する方法に変更されたことが、当時の同市の広報誌により確認でき、申立期間の保険料を納税組合の集金人に納付したとする申立人の主張と整合しない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで

② 昭和 22 年 10 月 26 日から 24 年 6 月 1 日まで

昭和 14 年 4 月に地元の A 業種の会社に就職し、翌 15 年に幾つかの会社が合併し、社名が B 社になった。その後、18 年 3 月に在職のまま陸軍に召集されたときには、詳細は不明だが、再び社名は C 社に変わっていた。21 年 4 月 25 日に復員後、すぐに会社に戻り、以降継続して C 社に勤務していた。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D 県 E 協会から申立人に贈呈された昭和 22 年 5 月 25 日付けの表彰状及び同県 F 部から提出された申立人の軍歴証明書から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、そのほとんどの期間について、A 業を行う事業所に勤務し、召集期間についても当該事業所に籍を置いていたことは推認できる。

しかしながら、前述の D 県 E 協会からの表彰状には申立人が所属していた会社名は記載されていない上、C 社を事業継承している G 社は「当時の資料等は無く、申立人の在籍に係る資料も無い。」と回答していることから、申立人の C 社における勤務実態及び同社における当時の労働者年金保険及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、C 社 H 営業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和 22 年 6 月 1 日付けで多数の従業員と共に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該資格取得時に申立人に付された厚生年金保険被保険者記号番号は、ほかの従業員と連番で新規の番号が付されていることから、申立

人は、同社において、このときに初めて厚生年金保険に加入したことが推認できる。

申立期間②について、申立人は「昭和 22 年 12 月頃に運転免許証を取得するため、一度、C社を退職したという記憶があるが、免許証取得後にすぐに同社に戻った。」と申述しているものの、同僚等に聴取したが、当該期間に申立人が、C社に勤務していたことについての証言が得られない上、事業継承しているG社からの回答も前述の申立期間①についての記載のとおりであり、申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 16 日から 45 年 5 月 4 日まで
② 昭和 50 年 1 月 21 日から 51 年 6 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和 44 年 7 月 16 日から 45 年 5 月 4 日まで、及びB社に勤務した期間のうち、50 年 1 月 21 日から 51 年 6 月 15 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと申述しているところ、複数の同僚の証言により当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主及び経理担当者から申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所に勤務していた従業員は「申立人は申立期間当時、私と一緒に関連会社へ出向していたと思う。私もその出向していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、関連会社の元事業主の妻に聞いたところ、関連会社及びA社は、当時出向者については厚生年金保険に加入させていなかったの、厚生年金保険料を控除していなかったとの回答であった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、B社C支店D営業所に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、同事業所に勤務していた上司及び従業員から証言が得られないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、E健康保険組合が保管している被保険者台帳により、申立人は、昭和49年11月20日から50年1月21日まで、及び51年6月16日から52年3月16日まで健康保険組合の組合員であったことが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間②において健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 21 日から 56 年 3 月 2 日頃まで

A社又はB社に昭和 49 年 7 月 21 日から 56 年 3 月 2 日頃まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C部に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社のC部で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は「C部で勤務していた。」と申述しているところ、A社の事業主は「C部に勤務した者については、アルバイトとして雇用しており、社会保険に加入させなかった。」と回答していることから、同社は、申立期間当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人はA社又はB社に勤務していたと申述していることから、B社の事業主に照会したところ、「申立人が当社に勤務したことは無い。」と回答しており、同社において申立人を記憶している元従業員は確認できない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっており、実際に支給されていた給与と異なっている。同社は、年金事務所に訂正届を提出したが、届出から既に2年以上経過していたため、将来の厚生年金保険の年金給付に反映されない記録となっている。申立期間について年金給付に反映されるよう、標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたが、同社は届出に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年1月28日付けで65万円に記録の訂正を行ったものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該変更届に基づく標準報酬月額（65万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（44万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

当該事業所から提出された申立人に係る平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間の報酬月額は65万円であることが確認できるものの、社会保険料控除額から判断される厚生年金保険料控除額に見

合う標準報酬月額は、44万円であると認められる。

したがって、特例法による記録訂正においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が訂正前の標準報酬月額を超えていることが要件とされる場所、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前に記録されていた標準報酬月額（44万円）と一致しており、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から48年4月1日まで
A社に昭和42年7月1日から50年1月6日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。
給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に就労していたことは、申立人の申述内容及び同僚の証言から推認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の総務担当者は「申立人は、下請負のB社の班長として当社に就労しており、当社と申立人との関係は、半下請負、半雇用の関係だった。申立人のような形で就労していた者を正式雇用として、昭和48年4月1日から厚生年金保険に加入させた。」と回答していることから、申立人が、申立期間について同事業所に就労していたことはいかゞうかがえるものの、申立期間当時、同事業所においては、申立人と同様の雇用形態の者について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様の雇用形態であったと考えられる者4人についても、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、ほかに31人の者が同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月21日から49年12月26日まで
② 昭和51年2月27日から52年2月14日まで

申立期間①については、A区に本社があったB社に、申立期間②については、C区に本社があったD社に、それぞれ勤務していた。年金事務所の記録では、両社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、間違いなく勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は商法第406条の3第1項の規定により昭和54年12月2日に解散しており、申立人は同社の最後の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、当該事業所については、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本において確認できる、申立人を除く、代表取締役及びそのほかの役員は、いずれも連絡先が不明であるため証言を得ることができず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

2 申立期間②について、D社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は昭和51年1月30日に代表取締役に就任し、同年12月29日に代表取締役を辞任したことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、同事業所は昭和51年10月4日に整理開始、53年3月*日に破産宣告を受けている上、同事業所の実務を担当していたとされる取締役及び社会保険手続を行って

た担当者は既に死亡しているため証言を得ることができず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人を除く、申立人と同時期に当該事業所の役員であった4人のうち、同事業所で厚生年金保険への加入が確認できるのは1人のみであり、同事業所においては、全ての役員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人と共に当該事業所の代表取締役であった者は、申立期間②において別の事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、当時の事情を知る関係者は「当時、D社は係争中であり、役員は別に本業を持った者が多かった。厚生年金保険には本業の方で加入していたのではないか。」と証言している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者縦覧によると、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、記録の欠落があったとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 10 日から 39 年 9 月 17 日まで
申立期間の脱退手当金が支給済みと記録されていることを、日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを受け取り初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 9 月 17 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 27 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 23 人のうち 18 人について、資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無い上、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から脱退手当金を算定した社会保険事務所(当時)へ回答した旨の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。